



療養費の支給要件等



支給を受ける条件

- ① 海外療養費の支給対象となる場合は、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。そのため、美容整形やインプラントなど、日本国内で保険適用となっていない医療行為や薬が使用された場合は、給付の対象になりません。
- ② 療養（治療）目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は、支給対象となりません。日本で実施できない診療（治療）を行った場合でも保険給付の対象とはなりません。
- ③ 海外で治療費の支払いをした翌日から2年を経過すると、時効により申請できなくなります。

支給額

日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から、自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額を支給します。

- 日本と海外での医療体制や治療方法等が異なるため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給金額が大幅に少なくなることがあります。

実際に支払った額	
自己負担相当額	療養費

保険診療が認められないものは支給計算の対象外となります。

実際に支払った額	
滋賀県自動車健康保険組合が健康保険の基準で計算した額	
自己負担相当額	療養費

滋賀県自動車健康保険組合が計算した金額と比べて超過した額は、療養費の支給計算の対象外となります。

- 外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率（売ルート）を用いて円に換算して支給金額を算出します。
- 海外療養費の審査には、被保険者や医療機関等に照会することがありますので、時間がかかる場合があります。
- 海外療養費の支給は、海外への直接送金はできません。事業主または日本在住のご家族に受け取りを委任してください。（海外療養費支給申請書の受取代理人の欄にご記入ください）